

1 高齢者虐待防止法とその目的、実施主体

平成 18 年 4 月 1 日に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行されました。この法律は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、そして虐待をおこなった養護者の支援を目的としています。

【虐待防止対応の実施主体】

ア 養護者による高齢者虐待の場合・・・高齢者の居所のある市町村が実施

イ 養介護施設従事者等による虐待の場合・・・養介護施設等の所在地の市町村が実施

※施設入所する高齢者が住民票を移していない場合や、介護保険法の住所地特例等により、保険者が別市町村の場合であっても、施設所在地の市町村が実施する。

なお、対応については、該当する高齢者に関する基本情報を有する「保険者である市町村」と「調査を行う市町村」との間で、速やかな情報共有と適切な連携が必要となる。

※高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所している養介護施設等の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等がどちらの市町村に寄せられるかは予測できない。上記のとおり、虐待調査等の対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行うことになるが、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には、速やかに養介護施設所在地の市町村に情報を引き継ぐようにする。

その際、必要な情報を通報者等から確認し、その他高齢者に関する基本情報とあわせて養介護施設等が所在する市町村へ情報提供を行い、関係する市町村間での適切な連携をとる。

2 「高齢者」のとらえ方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65 歳以上の者」と定義しています。（第 2 条第 1 項）本マニュアルでもこの定義に従います。

【「65 歳未満の者」に対する虐待の場合】

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には 65 歳未満の者には法は適用されないこととなります。しかし、現実には 65 歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては変わりません。

従って、65 歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り「高齢者」に準じて、対応することが重要です。

※なお、障害者虐待防止法が成立したことに伴い平成 24 年 10 月 1 日より高齢者虐待防止法の一部が適用され、養介護施設・事業所を利用する 65 歳未満の障がい者については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されることになりました。

3 養護者による高齢者虐待

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のものをいう。」と定めています。

「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。具体的な行為としては、金銭の管理、食事や介護などの世話など、高齢者の生活に必要な行為を管理したり、提供していることが「現に養護する」に該当すると考えられます。

また、養護者は必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられます。

【現に養護していない者による虐待の場合】

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実即して適切に判断する必要があります。

また、「現に養護する」養護者が、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待等を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり高齢者虐待として規定しています。

なお、養護・被養護の関係にない虐待事案であっても、高齢者虐待防止法に準じた対応による権利擁護の支援を行います。他に、同様に支援することが想定されるケースとしては、自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス、養護・被養護の関係が明らかでない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクトなどが高齢者虐待に準じた対応による権利擁護支援が必要だと考えられます。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事している者から受ける虐待になります。

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等への研修や利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じなければならないと定められています。（第20条）

虐待が疑われるケースを発見した場合は市または地域包括支援センターに通報しなければなりません。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

| | 養介護施設 | 養介護事業 | 養介護施設従事者等 |
|------------|--|--|----------------------------|
| 老人福祉法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 | 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者 |
| 介護保険法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・特定施設入居者生活介護 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 | |

なお、有料老人ホーム等の届け出の有無に関わらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するものであれば、そ

ここで業務に従事する者は「養介護施設従事者」に該当します。

対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合は「養護者による高齢者虐待」として対応します。養介護施設・事業所による法定外のサービス（自費のショートステイなど）での虐待は、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として対応します。

5 高齢者虐待の分類・定義

高齢者虐待とは、意図的であるか、非意図的であるかを問わず、高齢者の心身に傷を負わせたり基本的人権を侵害したりする行為のことをいいます。

(1) 分類

高齢者虐待防止法では、以下の5つに分類しています。

| 虐待の分類 | 定義と具体的例 |
|--------------------|---|
| 身体的虐待 | <p>暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>《 具体例 》</p> <p>平手打ちをする・つねる・殴る・蹴る／身体を拘束・抑制する／無理やり食事を口に入れる</p> |
| 心理的虐待 | <p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的、情緒的に苦痛を与えること</p> <p>《 具体例 》</p> <p>排泄の失敗等を嘲笑する／怒鳴る・罵る・悪口を言う／意図的に無視する／言葉による言動の抑制（スピーチ・ロック）</p> |
| 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） | <p>意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄または放任し、結果として高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること</p> <p>《 具体例 》</p> <p>入浴させずに異臭がする／水分や食事を十分に与えない／必要とする介護・医療サービスを制限したり使わせない／必要なセンサーの電源を切る／同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する※</p> <p>※例）孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為等を放置する</p> |
| 性的虐待 | <p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <p>《 具体例 》</p> <p>排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する／キス・性器への接触</p> |
| 経済的虐待 | <p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>《 具体例 》</p> <p>日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない／本人の自宅等を本人に無断で売却する／年金や預貯金を、本人の意思や利益に反して使用する／入院や受診、介護保険サービス等に必要な費用を支払わない</p> |

セルフ・ネグレクトは、法に記載されていませんが、法に準じた権利擁護支援が必要とされています。

| 虐待の分類 | 定義と具体的例 |
|---------------------|---|
| セルフ・ネグレクト (自己放任) | 自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自ら追い込むこと 《 具体例 》 脱水症状・栄養不足／危機的、非安全な生活水準／不衛生な住居 |

(2) 身体拘束

安易な身体拘束も虐待になります。

介護保険施設では、緊急時のやむを得ない場合を除き、「身体拘束」が禁止されています。家庭における「身体拘束」も高齢者に与える悪い影響は施設と同じです。しかし、家庭の介護力には限界があり、拘束せずに介護を続けるためには介護サービス事業者や地域の適切な支援が、必要不可欠となります。

けがの予防や認知症の行動障害の防止策と思われがちな身体拘束ですが、問題となっている行動の目的や意味が理解されず、適切な介護や支援が行われないことで、高齢者本人の状態はむしろ悪化し、心身に重大な影響が生じることが明らかになっています。

緊急時のやむを得ない場合とは、以下の3要件を全て満たすことが決められています。

また、この緊急時のやむを得ない場合とは、あくまでも例外的な緊急対応措置であると捉える必要があります。

○身体拘束の例

- ・ ベッドなど家具に手足または体幹を縛りつける
- ・ 物をつかめないようにミトン（手袋）をつける
- ・ 部屋に閉じ込める

(3) やむを得ない場合の3要件

緊急時のやむを得ない3要件は、次のとおりです。

- 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

6 高齢者虐待対応の基本的な考え方

(1) 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待において、意図的に悪意を持って高齢者を虐待しているケースは少なく、その多くは養護者の介護力不足や認知症高齢者の心身状況に関する知識不足などの要因が相まって、不適切な介護や虐待につながっていくこととなります。

【高齢者の条件】

- ・ 過去からの人間関係の悪さ
- ・ 力が弱い（虚弱）
- ・ 性格の偏り（コミュニケーションに支障）
- ・ 認知症の発症、悪化

- ・要介護状態、ADL低下
- ・在宅生活への強い固執
- ・収入が少ない

- ・疾病・障がい、精神的不安定
- ・判断能力の低下
- ・借金や浪費癖

【養護者の条件】

- ・過去からの人間関係の悪さ
- ・介護知識や認知症への理解の不足
- ・介護負担による心身のストレス
- ・就労や遠方居住による介護力不足
- ・相談者がいない

- ・性格の偏り、衝動性
- ・疾病、障がい、精神的不安定
- ・収入不安定、無職
- ・借金や浪費癖
- ・親族からの孤立

【その他の問題】

- ・家族関係、親族関係の悪さ、無関心、孤立
- ・サービス利用にお金がかかる
- ・近隣、社会からの孤立
- ・家族の力関係の変化（世帯主の死亡など）

- ・人通りの少ない環境
- ・暴力の世代間連鎖
- ・家屋の老朽化、不衛生

(2) 高齢者虐待対応の考え方

①高齢者虐待対応の必要性

高齢者虐待対応の目的は、「高齢者の権利擁護」とされ、虐待が起きている背景・要因を理解し、虐待を一刻も早く解消して高齢者の安全・安心な生活を構築することにあります。また、虐待と明確に判断できない場合であっても、養護者などの不適切な関わりによって、高齢者の生活に支障がでている場合には、何らかの支援を行うことで改善を図ることが大切になります。

②虐待しているという「自覚」は問わない

行為を行っている人が虐待であると自覚していなくても、その行為の結果として高齢者本人の権利を侵害している状態であれば、高齢者虐待とみなし、何らかの支援を行う必要があります。

家族としては、一生懸命に介護をしても正しい介護方法が分からなかったり、自身の心身の状況等から介護の方法が不適切なため、結果として虐待の状態を招いてしまっているということがあります。

例) 高齢者本人の怪我を防止する目的で、身体をイスやベッド等に固定し必要以上に行動を制限すること等

③高齢者本人の「自覚」は問わない

本人に虐待されているという自覚がなくても、客観的にみて権利が侵害された状態に置かれている場合には、高齢者虐待とみなして、必要な介入や支援の対象と考えるべきです。

養護されている人の心理として、家族や親族をかばう等の気持ちから、不当な扱いを

受けていても虐待と認めない場合があります。また、長年の家族関係の中で虐待にあたるほどの不適切な扱いを受けていても、日常的であり、あきらめている場合もあります。

④家族への支援の視点

高齢者虐待は、背景に長期にわたる人間関係がある場合があります、その要因は複雑です。養護者を加害者として行為を責めるのではなく、その行為の原因や家族の背景を探り抱えている問題が解消されるよう支援していく事が重要です。

7 関係機関に期待される役割

高齢者虐待は、複雑な問題を重層的に抱えている家庭で起きやすい事から、1つの機関で対応できない事案が多くあります。地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応する事が重要です。

養介護施設、医療機関、保健所等高齢者の医療・保健・福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、職務上関係のある者は高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに高齢者の保護のための施策への協力が必要です。関係機関ごとに期待される主な役割の内容を例示すると次のようになります。

◎地域包括支援センター

横手市では、高齢者虐待のうち養護者等による虐待に関連する事については、地域包括支援センターで集約します。

通報や届け出を受けた時は、虐待を受けている高齢者の安全確認、事実確認の調査を速やかに行い、虐待が確認された場合には、高齢者が安全、安心な生活が再構築できるよう関係機関と連携して対応します。

また、高齢者虐待の早期発見や防止に向けて、市民や関係機関に対する啓発や研修等の開催も重要な役割として主催します。

- ◆相談・通報・届け出の受付
- ◆関係機関からの情報収集・事実確認
- ◆関係機関・団体等との対応協議
- ◆立ち入り調査（警察署への援助要請「高齢者虐待防止法 第11条の規定による」）
- ◆高齢者虐待の早期発見や防止に関する啓発活動

◎まるごと福祉課

高齢者虐待の通報、届け出を受理します。

また、養介護施設従事者等による虐待については通報に基づき、虐待を受けている高齢者の安全確認、事実確認を地域包括支援センターと連携して実施し、関係機関、団体等と対応について協議します。また、高齢者が危険な状況にある場合は、老人福祉法に基づいて職権により施設への入所や在宅サービスを提供する措置を行います。

地域包括支援センターと連携し、高齢者に関する相談体制の整備や各種ケース援助のためのシステムづくりを行い、機能を果たすよう実行や支援を行います。

- ◆相談・通報・届け出の受付
- ◆関係機関からの情報収集・事実確認

- ◆関係機関・団体等との対応協議
- ◆立ち入り調査（警察署への援助要請「高齢者虐待防止法 第11条の規定による」）
- ◆職権による施設入所・在宅サービス提供などの措置

◎各地域局

各市民サービス課は、健康相談、健康教育、健康診査等、地域住民の健康増進の活動を通して、高齢者虐待等の速やかな発見に努めるとともに、相談窓口としての役割を担っています。

地域包括支援センターと連携し、専門性を活かした訪問調査、相談の実施を行います。また、虐待対応の終結後、地域で安心した生活を送れるよう地域住民と協力した見守り体制を整えます。

- ◆地域包括支援センター等との連携・相談・通報
- ◆関係機関や民生委員、近隣住民からの情報収集
- ◆地域包括支援センターと連携しての事実確認
- ◆虐待終結ケースの見守り

◎社会福祉協議会

地域の相談窓口として様々な機関や市民からの相談を受けます。虐待や気になる高齢者を発見した場合、地域包括支援センター等に相談・通報等の連絡調整を行います。

また、虐待対応の終結後、地域で安心した生活を送れるよう地域住民と協力した見守り体制の構築に機能を発揮します。

- ◆地域包括支援センター等へ相談・通報
- ◆関係機関や民生委員、近隣住民からの情報収集
- ◆生活相談・困窮者世帯への支援
- ◆虐待終結ケースの見守り

◎在宅介護支援センター

地域包括支援センターのランチ（出先機関）として位置付けられています。

在宅の高齢者やその家族に対し総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスを総合的に利用できるよう調整します。

旧市町村毎に設置されており、地域に密着した関わりが期待されます。虐待や気になる高齢者を発見した場合、地域包括支援センター等に通報・調整します。

- ◆地域包括支援センター等へ相談・通報
- ◆関係機関や民生委員、近隣住民からの情報収集
- ◆生活相談・困窮者世帯への支援
- ◆虐待終結ケースの見守り

◎介護支援専門員

介護保険サービス利用者宅への訪問や家族からの相談、サービス提供事業者からの報告等により、高齢者虐待を発見する早期発見者としての役割が期待されます。虐待（疑いも含む）のケースを発見した場合は、家族の介護負担の軽減や介護保険サービスの調

整等を行います。

本人や家族がサービス提供を拒否したり、在宅サービスの提供のみでは、高齢者虐待の改善が見込まれない困難ケースは、地域包括支援センター等に相談・調整します。

- ◆虐待が疑われる場合は、地域包括支援センター等へ相談・通報
- ◆本人の言動や介護者の状況で気になる点があれば、地域包括支援センター等に報告
- ◆怪我や痣等を発見した場合、記録や写真等による情報収集と提供

◎介護保険サービス提供事業者

介護サービス提供時、注意深く本人や家族の状況を観察し、虐待（疑いも含む）のケースを発見した場合、介護支援専門員への報告と地域包括支援センターへの情報提供が期待されます。

- ◆虐待が疑われる場合は、地域包括支援センター等へ相談・通報
- ◆本人の言動や介護者の状況で気になる点があれば、介護支援専門員に報告
- ◆怪我や痣等を発見した場合、記録や写真等による情報収集と提供

◎医療機関

診療を通じて高齢者の不審な怪我や痣等の状況を把握できるほか、家族・養護者の様子や変化等を発見できる機会がありますので、早期発見が期待されます。

他機関の働きかけは拒んでも医師の指導は受け入れやすいという傾向もあります。サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかける等の役割が期待されます。

- ◆怪我や痣の全身状態の観察
- ◆虐待が疑われる場合、地域包括支援センター等に相談・通報
- ◆緊急時は、警察に通報
- ◆サービス利用等について、高齢者や養護者に働きかけ

◎民生児童委員

地域住民の生活状況を把握し、安心して暮らせるよう各相談に応じ支援を行っています。地域における虐待の早期発見・通報、高齢者世帯の実態把握、見守り等の役割が期待されます。具体的には、高齢者等から直接相談を受けるほか、身近な情報をキャッチし、相談窓口への相談や通報を行います。また、地域包括支援センター等の職員が事実確認等で家庭訪問する際に同行して訪問活動が円滑にできるよう支援したり、安否確認や見守り活動を行うことなども重要な役割となります。

- ◆高齢者世帯の実態把握（民生児童委員手帳の高齢者世帯票による記録の作成など）
- ◆地域住民からの情報収集
- ◆虐待が疑われる場合、地域包括支援センター等に相談・通報
- ◆虐待終結ケースの見守り
- ◆記録の作成など（民生児童委員手帳の高齢者世帯票の記入など）

◎警察

地域での生活安全に関する相談などを受け、地域での見守りや安全の見守りを行います。

す。また、市町村が立入調査をする際、市の援助要請を受けて、地域包括支援センター等職員との同行訪問を行います。

警察が高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、警察の生活安全課から地域包括支援センターに通報票が届きます。

- ◆被虐待者の保護
- ◆虐待の制止
- ◆立入り
- ◆虐待者の逮捕

◎地域住民

地域で暮らしていく中で異変に気付いた時は、高齢者虐待発見チェックリストを参考として、虐待であるかどうかの確信がもてなくても市や地域包括支援センターに相談・通報します。また、虐待対応が終結した場合でも見守りが必要な世帯には、見守りチームの一員として期待されます。

- ◆気になる高齢者の情報や虐待が疑われる場合は、市や地域包括支援センターへの相談、通報
- ◆虐待終結後のケース見守りや声かけ等

8 個人情報の取扱いについて

令和5年4月1日施行の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」改正法（以下、同法）により、個人情報保護に関する地方自治体の規律は、同法第5章によって統一されることとなりました。

同法第27条第1項第1号および第61条第1項等の規定に基づき、関係機関等は当該高齢者等の個人情報を提供することが可能です。また、行政機関、地域包括支援センター等は高齢者虐待対応に関する事実確認、ケース会議等の業務を遂行するために、その個人情報について、利用目的をできるだけ特定しながら保有することが認められています。

さらに、行政機関、地域包括支援センター等も同法第69条の規定に基づきながら、関係機関に情報提供等することが可能です。

《個人情報の保護に関する法律》改正法（令和5年4月1日施行）

<抜粋>

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（略）

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数の項目にあてはまると、疑いの可能性はより濃くなってきます。これらはあくまでも例示となります。この他にも「サイン」があることを認識してください。

| | |
|--|---|
| <p>●身体的虐待のサイン</p> | <p>●心理的虐待のサイン</p> |
| <p><input type="checkbox"/> 身体に小さなキズが頻繁にみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 回復状態が様々な段階のキズ、アザ等がある</p> <p><input type="checkbox"/> 頭、顔、頭皮等にキズがある</p> <p><input type="checkbox"/> 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷痕がある</p> <p><input type="checkbox"/> 急におびえたり、恐ろしがったりする</p> <p><input type="checkbox"/> 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある</p> <p><input type="checkbox"/> キズやアザの説明のつじつまが合わない</p> <p><input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する</p> <p><input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない</p> | <p><input type="checkbox"/> かきむしり、噛みつき、揺すり等がみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える</p> <p><input type="checkbox"/> 身体を萎縮させる</p> <p><input type="checkbox"/> おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒否）がみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 自傷行為がみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる</p> <p><input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり、減ったりする</p> |
| <p>●性的虐待のサイン</p> | <p>●経済的虐待のサイン</p> |
| <p><input type="checkbox"/> 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる</p> <p><input type="checkbox"/> 肛門や性器からの出血やキズがみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 生殖器の痛み、かゆみを訴える</p> <p><input type="checkbox"/> 急におびえたり、怖がったりする</p> <p><input type="checkbox"/> ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える</p> <p><input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する</p> <p><input type="checkbox"/> 睡眠障がいがある</p> <p><input type="checkbox"/> 通常的生活行動に不自然な変化がみられる</p> | <p><input type="checkbox"/> 年金や財産収入があるのに、お金がないと訴える</p> <p><input type="checkbox"/> 居住部屋、住居が極めて不衛生的になっている。また、異臭を放っている</p> <p><input type="checkbox"/> 自由に使えるお金がないと訴える</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的に困っていないのに、サービスの利用料や生活費の支払いができない</p> <p><input type="checkbox"/> 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が盗られたと訴える</p> |
| <p>●ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン</p> | <p>●セルフネグレクト（自己放任）のサイン</p> |
| <p><input type="checkbox"/> 部屋に衣類やおむつ類が散乱している</p> <p><input type="checkbox"/> 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い</p> <p><input type="checkbox"/> 汚れたままの下着を身につけるようになる</p> <p><input type="checkbox"/> かなりの褥瘡ができています</p> <p><input type="checkbox"/> 身体からかなりの異臭がするようになってきている</p> | <p><input type="checkbox"/> 昼間でも雨戸が閉まっている</p> <p><input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している</p> <p><input type="checkbox"/> 配食サービス等の食事がとられていない</p> <p><input type="checkbox"/> 薬や届けた物が放置されている</p> <p><input type="checkbox"/> ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心に</p> |

| | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 適度な食事を準備されていない <input type="checkbox"/> 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている <input type="checkbox"/> 栄養失調の状態にある <input type="checkbox"/> 疾患の症状が明白にも関わらず、医師の診断を受けていない | <p>なる</p> <input type="checkbox"/> 何を聞いても「いいよ」と言って遠慮し、あきらめの態度がみられる <input type="checkbox"/> 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭、虫が湧いている状態である |
| <p>●養護者の態度にみられるサイン</p> | <p>●高齢者のリスク要因</p> |
| <input type="checkbox"/> 介護疲れが激しい <input type="checkbox"/> 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる <input type="checkbox"/> 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる <input type="checkbox"/> 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる <input type="checkbox"/> 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する <input type="checkbox"/> 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする <input type="checkbox"/> 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとししない <input type="checkbox"/> 保健、福祉の担当者とう会うのを嫌うようになる <input type="checkbox"/> 自宅から高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられるような音が聞こえる <input type="checkbox"/> 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している <input type="checkbox"/> 郵便受けや玄関先等が手紙や新聞でたまっていたり、電気メーターがまわっていない <input type="checkbox"/> 気候や天気が悪くても高齢者が、長時間外にいる姿がしばしばみられる <input type="checkbox"/> 近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる <input type="checkbox"/> 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる | <input type="checkbox"/> 日常生活において介護が必要 <input type="checkbox"/> 判断能力に衰えがあり、日常生活に支障があるため介護を要する <input type="checkbox"/> 難聴などによりコミュニケーションがとりにくい <input type="checkbox"/> 精神的に依存度が強い <input type="checkbox"/> 家族や介護者に経済的に依存している <input type="checkbox"/> 自己主張が強い（頑固・わがまま） <input type="checkbox"/> 介護者に対する感謝の気持ちを表さない <input type="checkbox"/> 過去に介護者と家族との確執があった |
| | <p>●養護者等のリスク要因</p> <input type="checkbox"/> 年齢や病気、身体的障害等により自分のことで精一杯 <input type="checkbox"/> 判断力が十分ではない <input type="checkbox"/> 性格に問題がある <input type="checkbox"/> 介護疲れ（身体的・精神的）がある <input type="checkbox"/> 介護や認知症に関して正しい知識をもっていない <input type="checkbox"/> 相談相手、介護協力者がいない <input type="checkbox"/> 介護サービスを利用することに抵抗がある |
| | <p>●家族の状態によるリスク要因</p> <input type="checkbox"/> 家族間のこれまでの人間関係が良くない <input type="checkbox"/> 複雑な家族構成である <input type="checkbox"/> 被虐待者以外に介護・世話の必要な家族がいる <input type="checkbox"/> 経済的な問題を抱えている <input type="checkbox"/> 介護や認知症に対して正しい知識をもっていない。無関心である <input type="checkbox"/> キーパーソンがいない <input type="checkbox"/> 家庭内において、暴力が当たり前のよう理解されている |